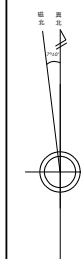


29 高雄	30 沢ノ池	31 原谷	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
38 北嵯峨	39 宇多野	40 衣笠山										
46 大覚寺	47 鳴滝	48 花園										



京都市都市計画局

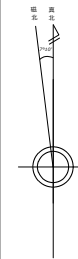
 生産緑地地区

 特定生産緑地新指定区域

039-5 宇多野

29 高雄	30 沢ノ池	31 原登	1	2	3
38 北嵯峨	39 半多野	40 衣笠山	4	5	6
46 大覚寺	47 嶋尾	48 花園	7	8	9

この図は、京都市都市計画局が作成したもので、京都市の土地利用計画を示しています。図中の緑色の区域は、生産緑地地区を示し、特定の生産緑地地区を指定する区域を示しています。図中の数字は、各区域の面積を示しています。図中の文字は、各区域の名称を示しています。図中の記号は、各区域の境界を示しています。図中の線は、道路や河川を示しています。図中の点は、特定の地点を示しています。図中の矢印は、方向を示しています。図中の凡例は、図中の記号や線の意味を説明しています。図中のスケールは、図中の距離を実際の距離に変換するための目安を示しています。図中の方位は、図中の方向を示しています。図中の説明は、図中の内容を詳しく説明しています。図中の注記は、図中の内容を詳しく説明しています。図中の備考は、図中の内容を詳しく説明しています。図中の参考は、図中の内容を詳しく説明しています。図中の資料は、図中の内容を詳しく説明しています。図中の出典は、図中の内容を詳しく説明しています。図中の作成者は、京都市都市計画局です。図中の作成年度は、平成25年です。図中の作成場所は、京都市です。図中の作成目的は、土地利用計画の作成です。図中の作成方法は、地形図の調査と土地利用計画の作成です。図中の作成期間は、平成25年です。図中の作成費用は、京都市の予算です。図中の作成責任者は、京都市都市計画局長です。図中の作成担当者には、京都市都市計画局の職員がいます。図中の作成関係者には、京都市の市民がいます。図中の作成利用には、京都市の土地利用計画の作成と実施があります。図中の作成保存には、京都市の土地利用計画の保存があります。図中の作成廃棄には、京都市の土地利用計画の廃棄があります。図中の作成その他には、京都市の土地利用計画のその他の事項があります。



京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地地区指定区域

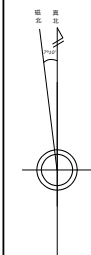
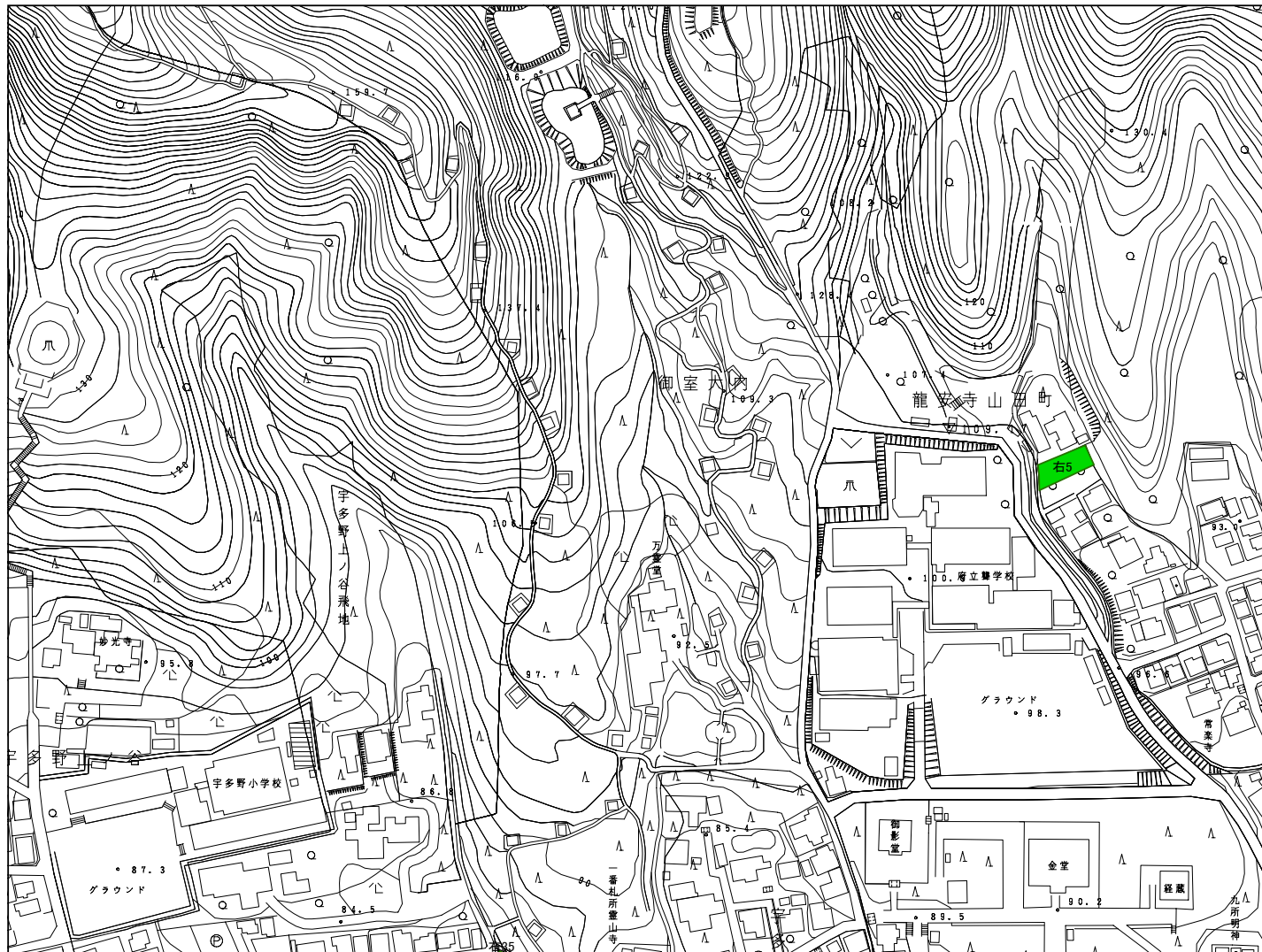
1:2,500

0 25 50 100 150 200 250 m

039-6 宇多野

29 高雄	30 沢ノ池	31 原登	1	2	3
38 北堀堀	39 半多野	40 衣笠山	4	5	6
46 大覚寺	47 曉庵	48 花園	7	8	9

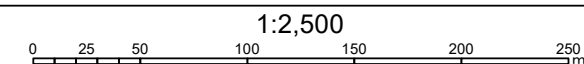
この図は、京都市都市計画局が作成した地形図であり、京都市の土地利用計画を示すものである。図には、等高線、道路、建物、公園、河川などの情報が含まれている。また、図の左側には、京都市の行政区画と、この図の位置を示す地図が掲載されている。



京都市都市計画局

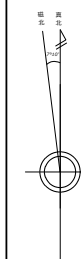
凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地利用指定区域



1:2,500

29 高雄	30 沢ノ池	31 原谷	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
38 北嵯峨	39 宇多野	40 衣笠山										
46 大覚寺	47 鳴滝	48 花園										



京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

 特定生産緑地新設指定区域

039-9 宇多野

29 高雄	30 沢ノ池	31 原登	1	2	3
38 北嵯峨	39 半多野	40 衣笠山	4	5	6
46 大覚寺	47 嶋尾	48 花園	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するための図である。

2. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が最新の調査結果に基づき作成したものである。ただし、地籍調査の結果やその他の関係法令の改正等により、本図の記載内容と実際の状況とが異なる場合がある。

3. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するための図である。

4. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が最新の調査結果に基づき作成したものである。ただし、地籍調査の結果やその他の関係法令の改正等により、本図の記載内容と実際の状況とが異なる場合がある。

5. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するための図である。

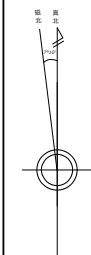
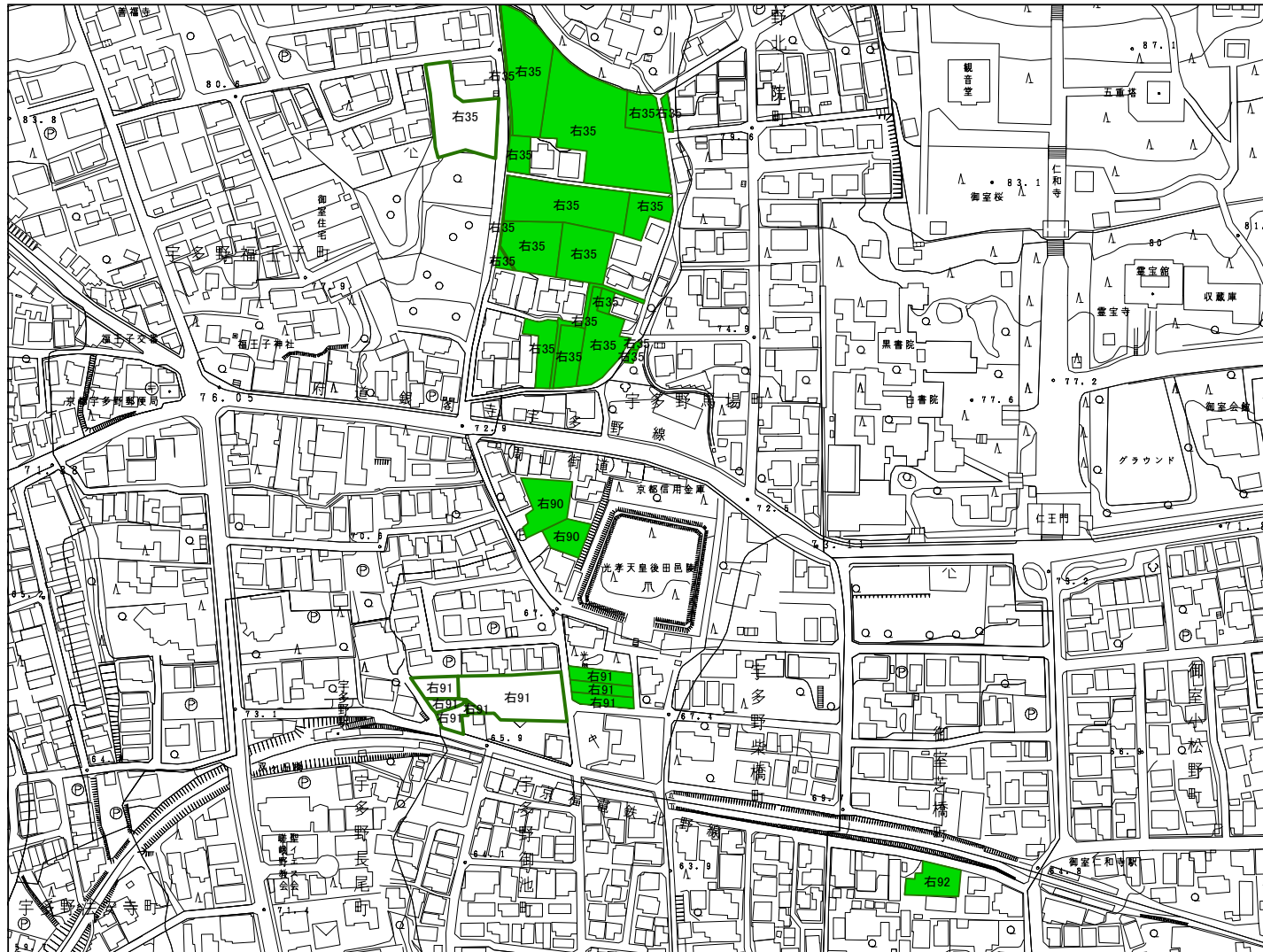
6. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が最新の調査結果に基づき作成したものである。ただし、地籍調査の結果やその他の関係法令の改正等により、本図の記載内容と実際の状況とが異なる場合がある。

7. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するための図である。

8. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が最新の調査結果に基づき作成したものである。ただし、地籍調査の結果やその他の関係法令の改正等により、本図の記載内容と実際の状況とが異なる場合がある。

9. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するための図である。

10. 本図の記載内容は、京都市都市計画局が最新の調査結果に基づき作成したものである。ただし、地籍調査の結果やその他の関係法令の改正等により、本図の記載内容と実際の状況とが異なる場合がある。



京都市都市計画局

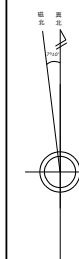
凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

1:2,500

0 25 50 100 150 200 250 m

30 沢ノ池	31 原谷	32 鷹峯	1	2	3
39 宇多野	40 衣笠山	41 船岡山	4	5	6
47 鳴滝	48 花園	49 聚楽廻	7	8	9



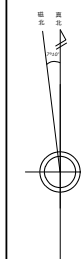
京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

 特定生産緑地新増指定区域

33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院	
42 相国寺	43 田中	44 瓜生山	
50 御所	51 吉田	52 大文字山	



京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

 特定生産緑地新指定区域